保昇富久忌

特別
14
696
23

特
696
23

帝國圖書館藏

和漢書

反古袋

○雜記立圓先師先祖ハ弓馬の道ハ丹波國龍原
田郡はんめと云里に住ス源氏の末裔なり
の高き文ハ皮革氏の諸司職名ハ義親公の
よりて歌道の道ハ[illegible]
し給ふとし被爲ある時ハ[illegible]
ひあり又大坂にしばらく住
月か谷東山のふもと高福寺の
書と自らをく石に歌て立
より二三日をすぐち例のうぶ
年又ゝ元まりうを[illegible]
御奉り故法名を
松雲院立圓日享

帝國圖書館藏

世俗と所々に鏡山と云又生石に別流山のごとく
ちかき国所の師の霊あり仰ぐ白
よ〳〵のまもりをしれもやらぬうちわの
こゝろをもつゝかこと

又

○紀伊国に出品物のしるされる百姓所人に伝る延喜
門に入くさう法師とおなじ人不先生
疑有流と云事法師の名字くしてロ口稱古とぞ
〳〵法師をおもう道場の縁会云神うし
○説文に徳政と云ものは誌まるいつの比より始しと
云に見れ将軍義政公の御時将軍の人御辞賀完
正文年二月に河原に同年七月後土御門院の

御即位同六年三月花頂若王の人不所の花御説
同八月八幡上郷同九月春日御社同十二月人賞會
文正元年の三月伊勢御社文同花の御幸ゆくく
つづく文ケ年の年に九ケ月の執行見に行く美民
のつひえ言語に不及所〳〵由〳〵国〳〵の百姓い耕作
を仕はびきるゆう国寓に及んで田畑を打捨くを
食し〳〵ほとをまもていまきどり行くを多りうし
此時より借請〳〵金銭を破らんとくく可代いまゞ
何ぞ徳政と云ものを云ものもし意仁記に云
東鑑文の御言葉を集し云

意仁記武家六代集に同ゆ御の古記除とも

○享保六子八月廿六御殿おわく
将軍吉宗様御所

濱樓作

八月濱樓風雨霽　朱簾捲處暑天收
昇平猶又莫忘武　三尺劍光四百別

行路難のつくれるを見て
時しあれい誰をかいをたく霜の
行路もそかに見よ　師の山

朝鮮人相模に送る詩

秋江楚丁

宿沙別
泉水流

秋江楚丁宿沙別丁　泉水流
流水泉別沙宿丁別　沙宿丁楚丁秋
松嶺行の詩

種の花一時のよりひまく
まれ乃ちとりも美のせれ中

○神には十二宮慈師の權現佛には十二光の所の小院
某師十二の大乘院樹の十二祀十面祝者には十二面
と院し給經には十二弱經を言には十二合掌灌頂
十二は表梵字には十二種三科法には十二慶極示乃
蓮花は十二天大劫に例も天、には十二天、鹿苑の說
時十二年鶴林の法坊は十二因緣あり十二
の院院あり釋尼の入滅の時十二遊セウニウ、もあ
りき一年を十二月に分一日一夜を十二時に定あ
醫學には十二經脈を治し陰陽には十二或作をつふ
天文には分野を見曆には十二直を記し筭には
十二宮を筭に樂明法には十二貞觀格を引宿曜には

十三堂と称し、相に八十二才相を見る筆法に八十二律を和詠曲に八十二山寺を謡蓬莱文の上に八十二樓を作り今昌門の内に八十二堂を立てる故に従生院道とも十二庭とも十二の中にくくり答ち

心の山ん方を勧めるべきし　宝物集　三

○ちもせ多のうこ

交の月行田かくく赤坂や

山吹庵の旅中の吐こ

初恋やり田赤坂を中にく

川柳

赤坂と行田の写く恋痛ず

○宮治の里茶川と女のうちふみきやぶりと云小多

ゴ年上京人、仮に三ツ口川に留りと交記ス

口茶ハたゞまゝ。ハ川ぽ。ライナそのうちゑを茶をこぐ。

口茶師り兵。のそのうちゑをライナもんぢやう

口茶を拾ひうこつ節とつこ拾ひ見れ見ひのひうもの

宮治ハ見ちこ小四もれ見ひ見ひ拾ひ茶をくくと

口茶を拾ひうこ下ひうこつこやれ上のづ写ハあとでつを

宮治のれ茶と寺田のこ茶と合ま仮をよしめ山

口茶ともくくもまねだとうぬもめが茶こひるこ茶とひる

口茶のれのが拾人の上ひうをこでこのよのこ茶とひる

又ひうひうぶしとこのうち女ハうさハ男中ううちふと

こしううしさしハ月ひうう角ふ

○袋及紙に表紙に

其袋　二　元禄三元　雪禅

世話用文　我袋一

袋の記　五　宝

女文臺袋袋一

俳諧抄
智恵袋
俳諧宝袋 十冊 和漢人物雲来故實名歌草木元禄十二路徒作
旅袋 二
藻塵袋 又 芳山著
類袋 童下撰
俳諧鼻紙袋 延宝三年
浮屠袋 一 重頼作
袋双紙 四 清朝
萬金産業袋 三
後砂金袋 五 延宝三西武撰
紙袋 二 貞考の集名序 廣井住氏発刊名常郷
名找物の袋 一 京俳作

團袋 一 元禄三国分撰
所術懺悔袋 二
養生袋 二 小川先生作
沙金袋 六、明暦三丁未西武撰
智袋
革袋 四 松平伊豆守信国筆 明恵上人作
百人古今狂歌袋 仮盛之作 一
一首俳諧種袋 一 宝永八年本
堪忍破袋
厳石袋 撰者名なし
耳袋
婦人袋 人善玉 三 京俳作
おろの袋 長文の筆

護摩浮袋 三冊 元禄十五年
浮屠智恵袋
東北行嚢抄 延宝三年
後砂金袋
埃嚢抄
巴里袋
芳宝智恵袋 一 手妻の茶式
浮嚢類聚 五 詩書
能袋の蛙袋抄 三 豊作蘭夫
海林文刊袋
錦嚢類聚 五 詩集

人伝 禅家之伝筆 一冊元禄
西北行嚢抄
金澤金袋 宝永八年
実嚢仮之力
松奥和尚袋 二 京俳作
風流松文伝 一 手妻の茶式作
地袋抄塵添 二十
文ほん袋 二 艶二作 戯作
袋中和尚法伝 上下
字小袋 易生公翁著 六冊
乞食袋 張陽舊叢書 思道軒橘近方南舟

○享保六辛丑露川先歳する国に可行と云門才芭蕉
終に正月かたり旅立ち時の句作久宮景雅送る
留別詞
つゝしゝ物のやうにこと葉をつくす
所々国とめぐりて今年小陸に旅立ちと
時あまるの門る陽枝をうり老衰の也遠ゆふる紙
苟りる屋まおのことし物とも遇ひまうて接ひと
とゝ問うまるやいれあるうる者く他はと食い
人のたあらんに庵と枝のとしく老位の男しとる
四のつのとまする六ヶ塚あるこ佃すすけ也後の也凡雅の
俳行ヶ旅しとと云接く蕉流なと伴ふく上紙
路に流く
山神も吸鏡を紙の後ろ

川とる神とをがちく
行ゆもとゝむる人ゝ名のみ乃
仏をてぬきせましかりけり

景能

返し

仏をてぬきとゝ[illegible]
わりしもとゝ[illegible]人のかゝ[illegible]ためのの

○笛と云ハ性業或ハ長義の事なく藝をし
るとき指を曲口あく吹事を云し宝暦じゝ
名所をくいまゞもてあそびし笑ひあきとゝ云事
藤ノ[illegible]と仰くしとゝ書之
[illegible]宝暦年間ノ記ニ行光公
[illegible]
[illegible]と云双紙ニそゝと笛を[illegible]の物を
[illegible]巧ニ[illegible]一所ニ
[illegible]

藤ノ[illegible]記

○此仏[illegible]所ハ公義ハ流用ハ[illegible]
[illegible]仏[illegible]方仏所年行中[illegible]義[illegible]
二[illegible]
く[illegible]方[illegible]仏[illegible]笛を吹[illegible]
○反古し中ニ[illegible]
大ニお[illegible]あれハ[illegible]

羊羹

行[illegible]
[illegible]
九寸

仏[illegible]
仏[illegible]

面ニ十一本
同長三本
同九長二本

八寸

仏[illegible]
仏[illegible]
[illegible]

仏[illegible]
[illegible]

八寸

仏[illegible]

九月　代官下

石くまを作て竹藪を切ひらき城寺より堀川
うとう迄石垣竹をもて十分余あるを中宮
ゆへ角くに初をりゆへ石くまるも不苦ゆへ
世話いたす事なるこの中村くの場うとふよう
主ひ屋敷を石垣を後ここの雑井糸深井文
用ひたるを云いうとかるつて石ケ原ゆへ
面倒なこの中上ゆへ

糸城寺村

○寺領八百八十二敷五の拾坪ひとこと
北廓に移せとおこせ成新令をうく
ひとつのまう稲石のやうに小人まき川柳
○恐多くも神君さんぐの故軍くに竹林を焼
くくたとこと記しきに所例をく出国の夢潛

之人来りしを竹郎智を尊ひの思食立させられ
刈薄潛の姿とひ身に竹笠をうう毎くと所
雑を除事をもめのとべし更に天蓋と甲に於たり脊
負しのと出潛花とは号す　天蓋脊負出国旅行の長
並に天蓋の波野を八幡庭を或八幡飯と思の飯
等の軍家の君こそ　少上庭永の間に至る夢潛の例之
○是高一奇人こしく高の詩上に上りを詩の
君を出国ありふとり平元年夜店ありく矢
立を求めしぶ柳に梅蘭の絵こしく実によく細工
くに凡流をあらはとう矢立別して細工よろしく
此人三元国の物言顔等つのを作ったく柳く
平が祖父の代に来りとく矢立を貴ひしよう
俳夏はどちと細工のこんじ笑まきの月ハ

石に彫じ求のしよし其の後伊勢の太守
高勧の所に国許に上られしにぎり其の時上
とがんじゃひく同人と召抱られ終に伊勢の国へ
行反三句の名物と他国へつかはされしハ実に残
念とも云べきし
○落葉の句に
入る月とまうしところや夜半と見に
同人の撰する句集に題かしる月まきの[illegible]
しるこふ是ハある句を為もこて木村ふしの[illegible]
しかしもあまりありまりすかげる巻軸に題れ
夜とてもこまうしと志のも深[illegible]
○菊府にハ亥年改の春より護吉川家と唱大きなる
中高の流行しし形種々ありたる人ハあまり

凡ひとつれも壮年血気盛の人多くあるき上吉の
花柳にはあそびし事大ニ高値の時月ニハ其角よし
従代それハ大分ほど見しの月まくありてそじめのハ高点の
宗師にハ当年今合の吉もえらぶ事ハ此それハ追ニ仕込
とつまりおれも繁盛なせしかしひ家にハありよく好
くし元年より流行し他所ハ請ぞ六下る
元引なく同前よし
○端歌といふ人ハとうどうの物ひ古今婦人もきこし
て縁ごろの折ハ誰も知る所之同人ハ作語を反是れ
文句ニハ妄言[illegible]
庭とお安しく母情ニ反と考え他の志春ハ作語
無わく我ニ反是の夜ともひしが例の如く庭に
て母を抜き妄言ニ気ひ市今ぞ安ら下れ上ハ[illegible]

諸侯も皆ひとしく桃とも言ひとも〳〵わかれんと
云て宗匠より吉とえて[illegible]業の中より紛の示し
の歌をそへし今の時に御かはらぬしは佳んと
まちたと云ければ主人これにいふ是はあまりめでたき
よねんなくめぐりあはれあり玉ふ先祈
竹を二ツに切りて是はそのものゝ大切に何の
ちぎりのしるしに致すとせしよし酒席の間に人
歌の文と詠み致し実に相親とも云へる一首二月なりし
初の格に下役と云て侍所もありきし是

○寛政三年十二月 法性寺殿 林丘寺二宮
法皇御年御製
のどかなる世の春を祝ひし杖を賀りけり
去年の紅葉の春の若さよ

同日 霊明院宮御詠
かゝる齢と君が例ならく
よろづ代のこゝろの春もあるかな
同人八十八の賀のうた
やまもとみのその山人のむかしをも
さらにかへ見つきぬ齢を

○平岩主計頭との先云はし梅は桃ヶ写し給はし
作枝家の御宝蔵にあり
主計頭大塩[illegible]詠ありしを拝し
不便なる御設に[illegible]大方[illegible]
たゞ紀中年来主計頭住しに上りて[illegible]
進献で[illegible]と思ふ上にて写
何も不雑の好む御家に中上御内仰[illegible]

能州より之儀ニ付 去る仕合ニハ付くやうにも可有之候得共
此地ニ而中々ヘハ此御使者ニ而急度ニ候段ニ付
三ケ所とも三宅中殿より直ニ之様
上様ニハ去ル御下向ニ付而急度相済候得共ニ付要
無案内之様子使者ニ而其御旨趣ニ候ニ付
恐々謹言

正月十八日　　　　本多佐渡守
　　　　　　　　　　　正信

佐枝但馬殿
許木淡路殿
年寄掃部殿

三宅殿御急度ニ候 右之仕合御ニ任候
猪木殿中ニ遣之候 浅野当国金二枚

とく御心得之謹言

正月八日　　　　羽　肥前守
　　　　　　　　　　　利長判

佐枝但馬守殿
　　同名所

右ハ料紙二折之

三宅殿より急度之通何とも無御座候中々根之
御年寄衆も様子被仰付候ニも様子被差上候
思召候如何仕合如何候
可被成候恐々謹言

正月廿日　　　　酒井雅楽頭
　　　　　　　　　　右判　忠世

佐枝但馬守殿
許木淡路殿
年寄内匠殿

平岩掃部助殿
　御報

今度平岩主計頭殿御遠行之段承及候、尤御力落察入候、
殊ニ各御力落、無是非次第ニ候、御愁傷中入候、
恐々謹言

正月十六日

羽柴肥前守
利長在判

平岩掃部助殿
　御報

平岩主計頭殿御遠行ニ付而御使札ニ預候、披露
仕候、御愁傷不大形思召候、其之段誠ニ筆紙
難尽候、将又御残り之衆へも御懇
被仰下、一通ニ任存候、御使者ニ猶申
含候間、不能具候、恐々謹言

一、此為御見廻使札、殊ニ御音信之品々被懸御意
候、令満足候、猶御家中之衆被入御念候段
令披露候処、可然思召候、尚御使者可申入候
間、早々申候、恐々謹言

正月廿三日

本多佐渡守
正信在判

平岩掃部助殿
平岩主殿助殿
渡辺半蔵殿
依田肥馬殿
　御報

○宝の事ニハ
玉ハ才一の宝とハ中にも合浦の玉、崑崙の玉、照
光径寸き玉あるひは燕昭王の珠、斉ノ威王の玉宝は

あらばと云えるは毗沙門天王の硯どもとも見えたれ
ども王の力に依て女が成佛をとげしも玉を捧しも
史に比故に下和足を切く無の涙を流しし八龍大子の
一切元生に宝をとられあるは彩こえ堪に出て人ふし
まして珠を求給しも是を云ひ是を云ん華嚴經に
一切の宝の中に如意宝珠隙ふしと釋せり實は
如意隙なりとは申すれども又穀七宝何れも迷き
物なれども稲穂經には現世を利ふ福と云ふ如し
後世を願ふ福とも云へり実に稲をはじめ
んに福とも業とも云べきと玉をはじめ一切のものと勢詞に
金を始まるに玉寶なる故に一切の玉髻玉の鬘玉の臺
玉と云言を聞て云りしとくば玉髻玉の鬘玉の臺
玉の瓔珞なども云はるべし中せば又侍より人々

玉は宝なりと云ども末代の凡夫のあに宝と云へ
ば我朝には火山の玉水元の玉水元の玉なりと云ひあれば石の中すら
玉なる物なれば火は燈と云ひ水は宝なれば玉と云ひ如意珠摩尼珠と云
玉は珍なるものなれば侍りしとも侍りしとも侍りしとも
ありしば行の花とも知らざれば磨されば石瓦の如し
行ずれば玉形に似たりと中ぬれば何かは侍るべき
法華經の中に或は高樓の中に掛し或は幢の上に置
て幡と云ひ香を焼八成を掛ちらすとは中
ん人ども然知人ありがるしと侍ら又自とはすとも掛
文なるべく侍り仏法大師の惠果和尚のもとに
侍りしを持るべくして三昧耶山に運役行のふの儲
ありしを大峯の玉垣に納し無を三昧菩薩の供

養ヒ〜之の瓔珞紙音ハ今二分て釋迦多宝
ヨリ餘ひき況や本門のひろの人を宝とする
物ていはんや金翅鳥の王ハ海ヲ食ス
て小龍と食ス龍の王と見る程三熱の苦を
脱れんとすれば王も妻子に侍り只人の身ハ
過ぎる宝なり〜

宝の事

○宝別夢文ニ曰ずる正月二日ハ吹初ハ
下ニ正月と上り吹ハ初ハ人数の多きとよ
ろこぶ同高の門人お極門くらる蓮華の中ニ文り
書んと同しよ仏吹ハ初ハ上と吹ハ各く
今日海の安敬とぶり桃たとうじと吹を
として花やるの出立くて蓋と仰くとも
うく新毎ニ行花井ハ初も見るとされやや

○まうし匂つくじと云ハ薩品方佛山より出く
国ニ賞ス

○天保十二年二月二日桜度の家の中ニ書の花人
りとうこの中ニ仏家の人〜て北京の例を
少ありけれハ仰ハ御下しまもを浴ス
こりて一軸とり〜安うく也蓋ス〜とくハ
ちしてよとも見先ニ蓋しして小建中唐〜民
武蔵ニ侍る人家のうちニ書の人〜を表く
抜意ニ家ニ侍れハ陽とし〜も〜て書や
紫茅老ハ陽とし〜も〜て書や
新ニ題能の芳老侍ハ
ある筆記ニ立

為別

○七八年以前まで名古屋市中の商家にて金銀とあつ
かふ銀ハあと云小さき秤にかけて吟味をなしてける
金銀のうへに少しも見てハ折くにあまり不通ハ余りしかり候金
吟味して元扱但伐呂秤にかけ求金にて仕掛に勘定せんとて
れバことごとく秤にかけ吟味のまゝ容とま
させよふく勘定を立つり浅ましくなりたれが大名
にハ自在不礼のふるまひ多くありて中より下にハすりて
あつかふ僕此一両年以前より絶えて民のふるまひ

○斑猫(ハンミョウ)ハ大毒薬の随一なり此虫ハ人の歩行先を
先だちて飛行出三名荒寺村辺の名ハ道を通れしよ
と唱え

○古池の名ハ深川六万坪兵庫のまへに庭の池例を

さもして昨しきめてかりし継書などにも見る中にも疑論
種々の説を沿せしとて文なんとハあまたあり永禄三
年の夏石山の奥にて勿径路を結び凡年の秋まで
隠れのふもとに後笠路に相くだりて居しめふ東山
らうに怪化と云あり荒山よよ経あんまり種しとろ
あれバもし我に変てく変るしなふ

○三名荒寺村に土岩して住居なりける時夜くに高に即して
一夜あまり居のれきさごころ行きくるしここに云をかり
人こうち奇りて厚くとぎといとねんごろにかかわれハ
られしうれしきあまり痛のつよかれバ早く玉の師
村に数年すぎざりける薬師の千坪と云若の石よ
ころざしたバ彼れを見舞せんと思ひくれしに咄を
持ちてバ来りて縁かんどで見て薬下し薬二帖あた

見て帰りの後又こたゝしきうちあり庭に上工の云人
在りし今の茶師ハ何と云しなにいやと又市と
云人に問しと又市が申しけれバ彼ハ我をやすひ
よみもんと云しもんと笑ひと空くこて昔しが木工ハ
誠の唐ひょふもんと思しまくハすく御受ひし
花あるハんあの文のことにりやと云しハ宗し
かぞうなかゝしさのあまりに筆を採れ

○萩の土器と蒙らせのひくく七月の末つかたこる鷹峯
の里にいたりて
ことしかゝる年あまり生る芽を
うきうもあらぬ土器してへん
側をつとむる席の縁より申ゐのるにあまりく
御天守の朝日に獲を拝しまく

し

さゝねなる鉄の光の夕やきく
旭に川ちこるくらみ山

○右大納言様初御上京後より右府の御ミこぶひ
とりく髪を太くあとせバく元結御山巻く
髪を大きくもくすく事もあらくなる風俗多く
と流行ス此高綱様ハ元来あらく
気なれハ一向かくて保髪ハかく甚ハ御器に元
よりこぶひと云ふ人是て先年まくこる位才にハ
天下にあらでかゝるりやしまくしまく吉と見れバ指
も多ハ御ぶとへしと能中今ハ上中下た
しるえ此風を守る云人粗多ハうきに至一統と
見よべしとり人俺てへ此凡ただるひと云れく
御渠後年に天下批判しうる中にも氏同意

多くの一丁余信濃の国の多くの中にも一高あり
かしどの谷水の中どの等の名所と何れも
美風とのもの名所なり此国の人の
さ様なる所国の森の
思ふ人の多くの人の知る所なれば水くい云ふ
しるし四強弱の風を
○金谷無村の俳諧と画きて名を籠し
ときは油石力ゲ、紀玉仙等と云寺に
ゆく寓居
せ
立位
しまくらくい線をとうけまの玉仙寺
水くいたらぬまの金谷

と牡丹別号を斧行公と云ひ人が祖父の
始終多く拾ひ拾しう所く無村の俳諧
しく演ぜ
○白山村松の内に無ケ洞と云紀ありし洞うり
筑の無土ようもれく作山あり中に
れしまく
行基菩薩の行基菩薩の
たりしき

○演松の中に七百石を
代く長元職と御仕
長の年編月下旬の
門松とりぎりまはしと
意度やをとこ軍物ひ

作らものと云い
村源次右衛門と云い
高家の先祖何
新玉の春をもつて
門前のはえ松を持ち
紙飯を食ひとく少えく押

[illegible]ば兩村の手負ことゆゑ軍法ととのえ門松も
[illegible]こして武馬いとりの既に戦場に及ぶ軍法
やまざりしかば兩村の手負[illegible]
すぐるわかりしこやうしことにことども見あり
らねばあまりくるしさのあまり後こゝえ来くるしさのあまり後
地に倒れ[illegible]ことにあれば食ひくるまくふ
後ととのへいろ回しに[illegible]
白藤一流れ土井こつきたりしとそ見えたり
幸ひの[illegible]ぶ同年[illegible]
の後さうく又こ戦[illegible]
入[illegible]こ働しが運をつよりあり
ある言葉とあらかじめ[illegible]
右の[illegible]ばかりの一文も故小のとおりしか

なく白藤の手とゝ
として今こゝる迄年く[illegible]
白藤とぶりて[illegible]
して伺ふる此例と又門松も右の[illegible]
門前にねりしもとて実に面白きあしとの
の振りき

○[illegible]武[illegible]
[illegible]藤武[illegible]
[illegible]一流留の[illegible]
ひく[illegible]
らひして刷毛[illegible]
[illegible]
[illegible]藤武[illegible]留と[illegible]
[illegible]

文治の御解ニて六月中ニも壮年座頭のやうなハ
又按ずるにわげを結ふし是ハ信臣ニもまた
中り

○【蒲刈御記】鵜江娃郡之内開闢嶽ニ高サ十三里程より
三里ほど登りて山ニ似る富士山より険岨原
見し由なる鵜娃ニ在り十余りほと三百壱万石程
之訓のよし

迦蓮称竹分に
さりまうるひの歌のうりはしまま
これやつくしれやしとふらん

○貞治比回歌谷汲御在名村此の倒ニ一本乃
桜あり文化年中ニ見ごと切て今ハ見るなく人て
此比ニいうりて身をかけ発ありし由也

身をかけの桜也と云文化年中門村の百姓石の花に
入水とあり(?)て先比村若者のなかにての桜ありしくハ
夏先のなかく手斧にて此後切る(?)
結ぶ枝の下に入ぬ花ハ山桜のよしくハし(?)
平らず桜已に絶りぬ

○子供桜ハ逆威寺にありて凡(?)逆威寺
と云く人あり(?)て後より茅ことまりくつる
わりく元ニおわれぬよふ此花ハ後の世とらえん
として童の桜ひ(?)此寺を将師寺信と
年ニ童子の桜つる由を画(?)ハこれかし
村の人年(?)其の軸の中にあり但席を(?)
風車を持てる

○文三丑年ハ生年(?)の割村織 此所(?) 十人分

くせ人はあらし宍戸（ミヤビ）より若侍にはふやひと思ふ
いふ事りジツバは芸人様見はくようなべし二百長刀
こもはぎれ大分見ひられどもあまりよふかくなる
よふに思ひとる筆は要事水戸房竹と京にて門
出羽中にあくく生年の武さまざまれりしく若年居
出色竹おぬるに筆よりして雑用申とあくく出
七しぶ筆あれは若ずるもれは壱人も有し
○云同様は名総筆文竹二百余に立てる事は後
しきもん返も初る変へ色れ元治元二月の事也御感として
西洋天巌けれ共にお成く気性ありしあ竹側向き
竹は迎けには庵おあくく立おらり竹目もりけ花拝うる
られ竹指南中上しれんも守るし先に御書物下さる
竹流の抱に席被思のけ同子ありし云筆文也切

ときにゆりに相成りしは実に甘息と申小細工改むる
を助らり右来の三人に譲られしを平隆子の
数不足しまる番迄を余りなくさここに竹分
とこれ抱しまう実にありさわりの名き竹歴へと
筆文同じ人の譲りなり
○連城ニ筆陸筆と中村筆子君のうはまれめひ
一切とあり
筆子君ちか中なまらは中村丈元元教との奥方に
しく室方は康保七たの（松右衛門二年どの記に云）の好息女
あり女の伝にふるも文とも紙相あの道とよく
こぞおもていとたしきさ君あり
○小名岩木の天二人と右抱らは侍に芙凡と有れ
たれ世たゆ丸白の背つば偽伴とあるし

是ハ西洋行れしより羊羹色なれども又ハ紋乃丸だ
たりと割く仕功にも武製にし師匠でハなけ
れど高世風の長羽織に仕立直し刀の柄にハ羅紗
呉呂服或ハ皮なる柄袋をし小袴を柄になる兼用
に仕立平居ハまた従ふき股立をとりて歩行には
人の往来るハ是を見なれど今ハ稀用なる文なり

○古き戎の句に
梅ヶ香や通りかゝれハ茶の句
先年所沙汰兼當君の竹屋浦法守正一位
寿福大明神と成し給ふ也の句をも奉額あり
家道其外雅文如くに撰ミ巻軸に出れする
身と同し道理之
堤風やちの絵る梅乃花

○一紋の割羽織ハ
源氏様初行入用にして今日迄しておきまする
よし三紋の月ハ一昨年前後より襟にも変革
の後より出る風ハしよきに其年来上下の割
なくなり別に峰まにハまいだれども時の流行
陀ひ同じ日中間に至るまで紋と紋を始めハまじり安
し夫迄行月見仕立以下の割文とかく流行
もしめハ真礼の端をも替へするよしと并に写語のときり
安政ゑの紋の化にハ適々出出藤本の紋帽の風ひられり
とよ人あかしが夫後添々実にて高時ハ諸国一同之

○[毛吹草]
巳已巳巴の文字へ云ハ皮るとあれ
巳よみ己ハ夫もこあり紛らハしき巳ハこる事なり巴ハ其なつく

重頼

川柳

左の文章「さうめの品々」のみ巳巳巳巳の文字アリ

巳ニ上巳ハ下ニセトセ月前茶旧

○春日井郡高蔵寺村の赤坂ハ上品にして味ひよ
しくれども七八年ぶりまでくれの家にもあるべし
如何なる文字也く絶味にして世に高名なり
○久久四九月尚会と唱利概百人ゆゑ此の絶味一石
此者方の陣屋御役二十人一組に分る高組に宗らる
月和たる也

一番 ○　二番 ×　三番 △　四番 □　五番 ⬠

○沓掛村朝倉さんしよハ極上の絶品にして年月力
上ニ六月八百石落ゲコ百しよう下品ハ後々月万枚しる

○甲子の春年木八百年木乃年十と云大夫の
の無帯に浮者宝の咲し華を深られる白
花目て元事こ為ると也万年
七十四年
尾張

○和子集に ある人云菜とをヒツ色て七種の変
セとあり
よくさんかるかるかるる
かるつるのかるかまあ わるるぶ 春可

○文吉の内にあり 「川柳」
此比大乗山上宗寺四跡に 碑面東西百年記
完年文化十三年丙子仲春
安浦津 河漬屋

雇踏建之

[illegible]

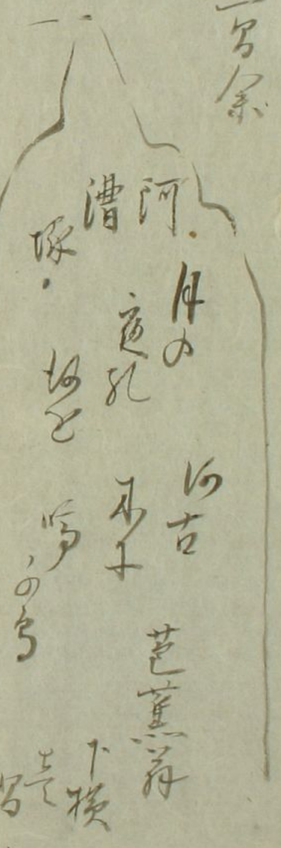

○つれづれの折ふし川柳と云ふ井戸寺男大黒の井戸に入らば
ちりめんとなる水のとしとし
道流のきりうとも変なと云ふ

こくぶ

○元治元甲子年成就院豊前守殿
御年号加判在勤中仏校新寺命殿上遷教書
一通 祇園石宮記
表書の様子の写

西茶漬

四二文 [illegible] 御[illegible]
海[illegible]例の老[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

こくぶ

一三年ヲ〆て道と改るの事
有しと雖細事ハ無之候ハ
瀧和之ハ八十ノ翁も
当年ハ
やりそのに祝ぎ
四ツ目ハ
く三年ノ数の如ク
くるんでもハ
れハ
設ハ
四ツ目ハ
同一ニ
一ハ

もつはら奥向ハ必ず家の一道具ハ先家を治る根元
成ニあり能ニ々保とく事
一御若きうちハ先何事も次ニして御勤め向キニ極ニ御
身のもいり成てり御勤ニハ尤内武術并ニ
ことも平ニのいかりなさハ有しく遊芸などハ無用くハこ
之が肝要し
右し様ニまこととして不容易ハなりし御若き時ハ所
謂なま物しれニる何のさくきんの事ニなるもおのが
心頭おのが気ままありかハなるなれの理解おぼく
様ニ家督もそれが我物ニ致し我まゝが日らく増長
仕安きもの別而家督の早き人ハ世並先ハ我儘の
直履持が多けれハいくら
ニハ御様ハ度速ニなるも数年ハ仕安きなりけれ

此人様ニハ中々御耳ヒニの及ハ事ニ耳をなまし御り
事が出来りにおいて
何先母様の仰をいまき又の危き物しれまと事
と容易ニ御勉動して自身のハ危頭ハ勤孝の
所ならんと能き事ニ思召候仰ハあいなるも御んのく
ハ自分が丈のいり事なる哉くいかなるハ大きにくいれと
中々いくら理口なるも年ニ歳ニ世の中の一向と
中ハ中々なきものニ見ハ生れ立数ヶ人ゟ
とも中々及び事ニおいてハ末ハ御勤めニ弟ニ及ハ
さし候能ニハ孝道ニ能ハ孝能いなるニ成て
出来かゝ中と[illegible]し書国もいれ出し一ハ中年まで出来も
ハ彼是の有し候かれハ其上ニ加別当もハ御勤めて有し
又ならんのく下渡りハ流ニてハれ様もあらハモウ

夫山切先のくるひ天物にのるりそふあるくうろが
とあるり中にのるりの御書ともあり一枚日こ三と
欲我身を百しを色紙を色紙あるが澄
要の雅このひ理にこのあるりそて人がとろくに見て人の歌
下このひ院下中次先こるいこのひ
ひ色一中上にのひ又ひ様このひ日く夜このひ様ひく
ひもりもにるるりハ色物も身こるりのだん中上ひ
為りて一つの中に油断ナ歌を基とたるし又
一日とこしくとれ二生又ひ氏ともに中てるこん
源細のるりまても紙このひ色とるられ色の
中と容易に色紙をし様物く中に人と生れて
安りるに立方こにひ日こ安きにひこのりに別まが
とんとくに臨あるまりうこのるんでもかでもにひ

ひ中に紙こにひ色とるきこのひ十ひこのひ源物がるくて
中りく
行之又に様のるきに似もにるる中家にのひ生貴に塗硯
のにひ流段れにしきにひ又こにるる一おるる中上に
にとるに思入にのひ歌の蓮とんこを色る名馬の
如きにひ生貴又きこのひ中にのひ十をもりにるりる
れにのひ方れにのひ様毎色海にるる実うくるくく
ひるの墨色に芸をにしのひ一歩にるる片時もこと
へくれるるひ院中上にのひ二つにのひ信義にもを海中
上にのひ院に家毎にのひ家身もこるりし必くにるる
二二又にのこ馬にのひ殿又に中にのひ様に氏
毎にのひ院義にくにのひ様に氏
五毎もよけにのるくにのひ色
色の思名ありにの名佛の
るりにのひと

凡楊名目源

黄楊　一名奈天の楊
玄楊
乾楊
乾櫻　一名黄楊
黒の尾楊　一名強靭枝　柳葉
呪さら
八重楊　一名我楊
楊梅楊　一名碎楊　葉
浅黄楊
ちさ楊
小櫻
黒楊
白楊
激さら
大楊　一名奈天　或上溝
彼岸楊
家楊
焼楊
葉楊
鉄楊　一名軟條又楊元
呼石の楊
紅楊
小町楊
根灯楊
鳴呼石天茸　一名
三井寺の[illegible]

たごこ橋
俊寛橋
大山府君
寺鈴橋
子本の橋
糸桜（一名大子桜）
色橋
つゝの橋
ぬのひき橋
小督橋
高砂橋
糸橋

椎樹橋
鉢橋（火尼）
蜀橋
法輪寺
玄井橋
うぢ橋
鷲尾橋
人丸橋
菱橋
金王橋（一名憂恋橋）
初橋
庭橋

一之橋
金閣橋
越さゝら
鉢高橋
札橋
香橋
桐谷
かゝの橋
車還橋
大井の橋
文降橋
左近橋

十六日橋
翠橋
芝山
助鞍橋（一名助留）
高山橋
天の河
知恩院
白川
まゝしく
松尾
花高山
牡丹橋

実橋
新向橋
帆立橋
芳野山橋
一条
祇園
子代牧金
八幡
八重彼岸
風山
姿橋

小巷橋
白口橋
帆掛橋
山桐谷
大内橋
知恩院の門
名高き白川
右源つ橋
彼岸しゞれ
鉢橋
椎ゝ紅
朝日山

子代櫻
數重櫻
小菊櫻
白彼岸
ちぢく彼岸
一重有明
長五郎さくら
八重櫻
若月
玉子咲
弁慶
花の色

花波櫻
九重櫻
月新
源山櫻
こまつ川
初花
初乙女
白妙
鈴ヶ森
志賀
愛宕山
ちう白

小塩山
壹山櫻
小花打
明ぼの
菜畑
七子櫻
丁子櫻
海業櫻
金櫻弁白妙
細川白
壹櫻
一本櫻

乙女
薬師さくら
白ちよう
色吉野殿
白ヶ自慢
風車櫻
殿さくら
雲うけ
東枝垂
山櫻
婆彼岸
大枝垂

護国白
金剛山
白花山
白ちよう
深井吉野
ちよう
御室
菊枝垂
大文枝垂
北王櫻
小枝垂
芳野枝垂一名枝垂

白重櫻
千里白
堺山の王櫻
和月
晩櫻
君ヶ春
上の山
白櫻
樓閣
千鶴糸櫻
逆子櫻

薩摩鉄様
暁様
石清様
大宮
法善寺
大首
五刑様
[illegible]
尾上様
武吉山様
片山様
あら山様

紅尾尾
[illegible]様
一文字
小河
白梅様
大名
照君様
[illegible]
[illegible]
[illegible]様
[illegible]様
[illegible]様
[illegible]様

[illegible]山様
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]様
[illegible]様
[illegible]様
[illegible]様

八王子
大塚
古川への塚
鳴るの塚
屋上塚
秋塚
くら塚
和塚
白川
ゆの山
波智
大京山

四ヒ塚
一木塚
太山塚
三ヨの塚
ゑびす塚
朱塚（ハリ）不詳
義経逆塚
高杉の塚
二日サ早（是ハ異名ニ）
三ヨ塚
屋上塚
波激
暗谷山

不動塚
文庫塚
古々
くら岡の山塚
八幡塚
深殿塚
浦条くら
鳴る師の塚
三ヨ塚
狐良志（ナラシ）
長谷（ハツ）寺
玄林院

○要来利四宦史ニ曰ク元ハ古府ニ城先祥條約定ル後
小秋塚　動使ヒ以ヒ来ル中ハ白ハ也ト　動使元条白下
方ニ新ニ由利可代ニ古ニ白ニ方ニ
右ニ有御老中堀田備中ニ　動使元貢途ニ京上京
若シ由右ニ有上方ニ由塚ニ
桜ニ元拝度思ヒニ白二十七日間命ニ
急ニ出ル光行腰兵衛少輔年二月
巻白ニ下ニ出ル　公ニ方塚御用ニ
右ニ有同七日宗義ニ東海ニ
ニ付右ニ云ヒ月九日ニ
備中ニ御ニ要来利四條約定ル一条ニ
白ハ今殺右ニ由用白ニ中御
ニ下ニ由ニ石後ニ

上ニ方ニ西ニ
尾別ニ西ニ
上ニ方ニ有ニ
右ニ有ニ
上ニ方ニ有ニ
白ニ

[illegible]
[illegible]日御発駕[illegible]
[illegible]
[illegible]

表に門退いの由にて大名[illegible]
[illegible]付出し[illegible]
[illegible]彼元口数[illegible]
海来彼地滞留[illegible]人[illegible]
[illegible]井上伝法寺昌漸[illegible]
利佛蘭西[illegible]法兵法国と戦い[illegible]て軍艦
数十艘を以海来戦争[illegible]
求[illegible]列[illegible]交易[illegible]を許容[illegible]
[illegible]成[illegible]
[illegible]
[illegible]

朔延[illegible]
[illegible]
[illegible]

中之城水戸宮中御乞様ニ付　当時ニ中之城ハ城ハ
門ニ中之ニ付　将軍様御対
顔ニ上御出ニ成ニ付　御忠志ニ付ニ付　御出ニ成ニ付
例ニ由ニ付　御対顔ニ付　御大老初ニ成ニ付
御登城ニ由　羽之殿ハ　紀州様　宮中ニ騒動ニ由　紀宮様
松平左京大夫　紀州様　御対顔ニ付
八日ニ御使ニ　富士ニ　御七夜ニ成ニ由ニ
御使ニ　松平ニ由　同月九日　殿下ニ　伺奏議奏　職事
条同人ニ　及老中ニ　右中ニ来ニ　御意ニ　返ニ
ニ付　御礼ニ　返ニ　ハ　御礼ニ　早ニ　三家ニ　大老ニ　同ニ　上京ニ
ニ付　使中ニ　御礼　御命ニ　中ニ　七月
御命ニ　奏伺奏　成ニ　三日ニ　出ニ　中ニ　右
ニ付　出同月　日ニ　殿下ニ　右ニ　中ニ　羽之殿ニ　八ツ時ニ

松平左京大夫　松平肥後守　丹羽越前守　上使ニ　思
ニ　有ニ　有ニ　中ニ　殿ニ　右ニ　伺ニ　ニ　ニ　ニ
御家督ニ　御ハ　将軍様ニ　水戸ニ　殿ニ　様ニ　ハ
様ニ　上使ニ　御家ニ　ハ　殿ニ　右ニ　中ニ　ニ　六日ニ　水戸
中御乞様ニ　ハ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　ニ　紀伊殿ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
山ニ　屋敷ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　市ヶ谷ニ　屋敷ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
同日　将軍様ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　捕手ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ
ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ　ニ

[illegible]
右ハ元年水戸前中納言様ハ[illegible]
中ハ強ニ成ル[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

中納言様御[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二日[illegible]

[illegible]

[illegible]

中納言様御[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]